

徳島市上下水道局水道施設工事業者格付基準

(趣旨)

第1条 この基準は、上下水道局建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（以下「審査要綱」という。）に基づき、徳島市上下水道局が発注する建設工事の競争入札及び随意契約について、請負業者（以下「業者」という。）等を公正かつ適切に格付けするために必要な事項を定めるものとする。

(格付け)

第2条 徳島市上下水道局建設工事請負業者選定要綱第3条第1項に規定する最終数値の算定方法は下記表に掲げる値により、次の計算式で算定する。

最終数値（小数第1位を四捨五入）＝

$$\text{経営事項審査結果通知書の建設工事の種類（水道施設）の総合数値（P）} \\ \times (1 + a) + b - c + d + e + f + g$$

値	算 定 方 法
a	<p>審査基準日（審査要綱第4条第2項に定める日（審査要綱第4条第3項の規定による格付けを行う場合は、同項に定める日）をいう。以下同じ。）の属する年の前々年度以前の3箇年間の工事成績</p> <p>a（小数点第3位以下切り捨て） ＝ 各年度ごとの工事成績率（x）の合計額 ÷ 3年 ただし、算定期間内に加算の対象となる工事の請負がない年度がある場合については、3年より算定期間内に加算の対象となる工事の請負がない年数を差し引いた年数で除する。</p> <p style="text-align: center;">各年度ごとの工事成績率（x）（小数点第3位以下切り捨て）</p> $= \frac{(A - 60) \times D + (B - 60) \times 2E + (C - 60) \times 3F}{(D + E + F + 1) \times 100}$ <p>A ＝ 契約金額が500万円未満の工事に係る工事成績の平均点（小数点第3位以下切り捨て）</p> <p>B ＝ 契約金額が500万円以上1,500万円未満の工事に係る工事成績の平均点（小数点第3位以下切り捨て）</p> <p>C ＝ 契約金額が1,500万円以上の工事に係る工事成績の平均点（小数点第3位以下切り捨て）</p> <p>D ＝ 契約金額が500万円未満の工事件数</p> <p>E ＝ 契約金額が500万円以上1,500万円未満の工事件数</p> <p>F ＝ 契約金額が1,500万円以上の工事件数</p>

値	算 定 方 法
b	<p>経営審査基準日における技術者の雇用状況</p> <p>経営事項審査結果通知書の建設工事の種類（水道施設）ごとに記載されている技術者職員数について</p> <p>1級技術者かつ監理技術者講習を修了した者1名につき 7点 1級技術者1名につき 6点 監理技術者補佐1名につき 5点 基幹技能者講習を修了した者1名につき 3.5点 2級技術者1名につき 2.5点 その他技術者1名につき 1.5点</p> <p>b（小数点以下切り捨て） $= 7 \times A + 6 \times B + 5 \times C + 3.5 \times D + 2.5 \times E + 1.5 \times F$</p> <p>A = 1級技術者かつ監理技術者講習を修了した者数 B = 1級技術者数 C = 監理技術者補佐数 D = 基幹技能者講習を修了した者の数 E = 2級技術者数 F = その他技術者数</p>
c	<p>指名停止又は指名排除の状況</p> <p>$c = 10 \times N$</p> <p>N = 前年1月1日から12月31日までの間に指名停止又は指名排除措置を受けた月数（指名停止の期間の始期の属する月は1月として扱い、終期の属する月がその日を持って満了しない場合は、この月を切り捨てる。）</p>
d	<p>経営審査基準日における建設業従事職員数</p> <p>$d = \text{建設業従事職員数} \times 1.5$ （小数点以下切り捨て。ただし、150点を上限とし、建設業従事職員数が5人に満たない場合は、$d = 0$とする。）</p>
e	<p>アドプト事業の参加状況</p> <p>審査基準日の前年1年間に土木施設に関するアドプト事業に参加している場合、加算を行う。</p> <p>徳島市のアドプト事業に参加している 5点 徳島県のアドプト事業に参加している 2点 国のアドプト事業に参加している 2点</p>

値	算 定 方 法
f	<p>防災協定の締結状況</p> <p>申請日において、国、地方公共団体または特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項に規定する特殊法人等をいう。）との間で災害時における防災活動について定めた協定を締結している場合、加算を行う。</p> <p>f = 10点</p>
g	<p>給水装置工事点</p> <p>前年度以前の3箇年の給水装置工事件数について、1件につき10点の加点をするもの。ただし、300点を上限とする。</p>

（格付けの変更の特例）

第3条 審査要綱第6条1項の規定による格付けの変更を行う場合は、第2条の規定を準用する。この場合において、第2条の表中「審査基準日」とあるのは「審査要綱第6条第1項に定める日」読み替えるものとする。

2 格付けの上位又は下位への異動については、1等級を限度とする。

3 新規業者の格付けについては、最終数値に関係なくC等級とする。

附 則

この基準は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成17年6月10日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。